

☆肢体不自由のある子どもの教育における
合理的配慮の観点及び一例



肢体不自由のある児童生徒への合理的配慮
って、どんな例があるの？

「教育支援資料」には、肢体不自由のある子供の教育における合理的配慮の観点*¹として整理され、その一例が示されています。
それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



①
教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

* 道具の操作の困難や移動上の制約等を改善できるように指導を行う。

- 例) 片手で使うことができる道具の効果的な活用
 校内の移動しにくい場所の移動方法について考えること
 実際の移動の支援 等

①-1-2 学習内容の変更・調整

* 上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う。

- 例) 書く時間の延長
 書いたり計算したりする量の軽減
 体育等での運動の内容を変更 等

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

* 書字や計算が困難な子どもに対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。

- 例) 書字の能力に応じたプリント
 計算ドリルの学習にパソコンを使用
 話し言葉が不自由な子どもにはコミュニケーションを支援する機器（文字盤や音声出力型の機器等）の活用 等

①-2-2 学習機会や体験の確保

* 経験の不足から理解しにくいことや移動の困難さから参加が難しい活動については、一緒に参加することができる手段等を講じる。

- 例) 新しい単元に入る前に新出の語句や未経験と思われる活動のリストを示し予習できるようにする。
 車いす使用の子どもが栽培活動に参加できるよう高い位置に花壇を作る 等

①-2-3 心理面・健康面の配慮

* 下肢の不自由による転倒のしやすさ、車いす使用に伴う健康上の問題等を踏まえた支援を行う。

- 例) 体育の時間における膝や肘のサポーターの使用
 長距離の移動時の介助者の確保
 車いす使用時に必要な1日数回の姿勢の変換及びそのためのスペースの確保

* 1 : ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、詳しくは、第Ⅲ章2「合理的配慮の提供にあたって」等をご覧ください。

② 支援体制

②－１ 専門性のある指導体制の整備

- 例) 特別支援学校（肢体不自由）のセンター的機能の活用
 体育担当教員、養護教諭、栄養職員、学校医を含むサポートチームでの検討
 理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等との連携

②－２ 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 例) 移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさを確保するために協力できること等について、周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②－３ 災害時等の支援体制の整備

*** 移動の困難さを踏まえた避難の方法や体制及び避難後に必要となる支援体制を整備する。**

- 例) 車いすで避難する際の経路や人的体制の確保
 移動が遅れる場合の対応方法の検討

③ 施設・設備

③－１ 校内環境のバリアフリー化

*** 車いすによる移動やつえを用いた歩行ができるように、教室配置の工夫や施設改修を行う。**

- 例) 段差の解消、スロープ、手すり、開き戸、自動ドア、エレベーター
 障がい者用トイレの設置 等

③－２ 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

*** 上肢や下肢の動きの制約に対して施設・設備を工夫又は改修するとともに、車いす等で移動しやすいような空間を確保する。**

- 例) 上下式のレバーの水栓
 教室内を車いすで移動できる空間の確保
 廊下の障害物除去
 姿勢を変換できる場所
 休憩スペースの設置 等

③－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

*** 移動の困難さに対して避難経路を確保し、必要な施設・設備の整備を行うとともに、災害等発生後の必要な物品を準備する。**

- 例) 車いす 担架
 非常用電源や手動で使える機器 等

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセス*²を大切にして、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



* 2 : 具体的な合理的配慮の決定までのプロセスについては、第Ⅲ章 2 (3)「合理的配慮の決定にあたって～提供までのプロセス～」をご覧ください。